

# 令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務 掲示文兼入札説明書

標記の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

## 1 入札公告の掲示日

令和8年1月27日

## 2 発注者

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 東日本業務センター  
センター長 小野関 義晴

## 3 調達内容

### (1) 件名

令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務

### (2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

### (3) 納入期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### (4) 納入場所

仕様書別表による。

## 4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 申請書等の提出期限までに、令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において業種区分「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、申請書等の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、確認を受け、かつ開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部経理課 電話 03-5323-5705

(ただし、土曜及び日曜祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで)

- (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）提出の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長等から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

## 5 申請書及び資料の提出

本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)に掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

### (1) 申請書及び資料の提出

#### ① 提出期限 令和8年2月12日（木）午後5時

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日午前 10 時から午後 5 時まで)

#### ② 提出場所 〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3丁目22番地

テラススクエア9階

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 東日本業務センター

業務課 電話 03-5217-0546

#### ③ 提出方法 持参又は郵送すること。

持参する場合はあらかじめ電話等により上記5(1)②に連絡すること。郵送の場合は、書留郵便又はレターパックで同日同時刻必着とし、封筒に入札件名及び「申請書在中」と朱書きすること。なお、電送によるものは受け付けない。

- (2) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年2月25日（水）までに通知する。

### (3) その他

- ① 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- ② 当社に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 当社に一旦提出された書類は返却しない。
- ④ 当社に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。
- ⑥ 競争参加資格審査において本件に係る競争参加資格を有すると認められた者であっても、開札の時において上記4の資格のない者は、落札対象としない。

## 6 質問書の提出及び回答

- (1) この掲示文兼入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（書式は自由）により提出すること。
- ① 提出期限 令和8年1月27日（火）～令和8年2月25日（水）  
午後5時
  - ② 提出場所 5(1)②に同じ。
  - ③ 提出方法 持参又は郵送とする。

持参する場合はあらかじめ電話等により上記5(1)②に連絡すること。郵送の場合は書留郵便又はレターパックで同日同時刻必着とし、封筒に、入札件名及び「質問書在中」と朱書すること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① 閲覧期間 令和8年3月2日（月）から令和8年3月9日（月）まで  
(ただし、土曜及び日曜祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで)
  - ② 閲覧場所 5(1)②に同じ。

## 7 入札書の提出期限、場所及び方法

### (1) 入札書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和8年3月9日（月） 正午
- ② 提出場所 〒101-0054  
東京都千代田区神田錦町3丁目22番地  
テラススクエア9階  
独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 東日本業務センター  
契約課 電話 03-5217-0559

(3) 提出方法 書留郵便又はレターパックで同日同時刻必着とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2) 入札方法

- ① 本件は単価契約である。入札金額は、品目ごとの単価に予定数量を乗じた金額の合計とし、一切の諸経費を含んだ総価を入札書（様式3）に記載することものとする。入札書には入札金額の内訳書（様式4）を同封するものとし、当該内訳書に記載された単価を契約単価とする。なお、予定数量は発注者の過去の実績を基に算出、記載したものであり、記載どおりの発注を確約するものではない。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者がいる場合は、別に日時を定めて入札を行うものとする。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

免除

9 開札日時及び場所

開札日時 令和8年3月10日（火）午前11時

開札場所 7(1)②に同じ。

※入札者又はその代理人の立会いは不可とする。

10 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 1 1 入札の無効

- (1) 本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 当該内訳書に記載された総額と入札書に記載された入札金額に相違があった場合、入札書は無効とする。
- (3) 揭示文兼入札説明書に示す内訳書を使用しないなど、当社が求める内訳、単価等が不明瞭な場合、入札書は無効とする。

## 1 2 落札者の決定

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

## 1 3 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 1 4 手続における交渉の有無 無

## 1 5 契約書作成の要否等

単価契約書により、契約書を作成するものとする。また同日付で、「個人情報等の保護に関する特約条項」を締結する。

## 1 6 支払条件

単価契約書のとおり。

## 1 7 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされているところ。

これに基づき、以下のとおり、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）との関係に係る情報を機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への

提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力のない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当社に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点では在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

18 問合せ先

上記5(1)(2)に同じ。

以上

## 入札心得書（物品購入等）

### （目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ東日本業務センター（以下「当社」という。）が締結する「令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務」の契約に関する競争入札及びその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

### （入札等）

第2条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者等」という。）は、掲示文兼入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において掲示文兼入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係社員の説明を求めることができる。

2 入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、掲示文兼入札説明書に示した期限までに提出しなければならない。

3 入札書は、書留郵便又はレターパックをもって提出するものとする。封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に件名を記載し、提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書の押印を省略する場合は、中封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書は、提出期限までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

### （入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札書の提出期限までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受

けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならぬ。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

(内訳書)

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の内訳書を用意しておかなければならぬ。

2 入札書には、内訳書を添付すること。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(入札書の引換の禁止)

第5条 入札参加者は、入札書を提出後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しすることはできない。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札金額の記載を訂正したとき。

四 入札者（代理人を含む。）の記名押印のないときまたは記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

五 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額またはこれを超える金額をもって入札を行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、入札事務に關係のない社員を立ち会わせたうえで、掲示文兼入札説明書に示した場所及び日時に行うものとする。なお、入札者又はその代理人の立会いは不可とする。

(落札者の決定)

第8条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第9条 開札の結果、落札者がないときは、別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、原則として、別に日時を定めて、当該入札にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者
- 四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約書の提出)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第13条 入札参加者は、入札後この心得書、掲示文兼入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

単価契約書

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 1 契約の名称 | 令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務  |
| 2 仕様    | 別添仕様書のとおり。            |
| 3 納入期間  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 4 契約単価  | 別紙単価表のとおり。            |

上記の物品について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。  
この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地 テラススクエア9階  
氏 名 独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社UR コミュニティ 東日本業務センター  
センター長 小野関 義晴 印

受注者 住 所  
氏 名 印

### (総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品（以下「物品」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

### (権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

### (一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

### (発注手続)

第4条 発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

### (受注者の請求による納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限（以下「納期」という。）内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

### (損害の負担)

第6条 物品の納入に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

### (物価の変動に基づく契約単価の改定)

第7条 物価に変動があり、第9条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

### (検査及び引渡し)

第8条 受注者は、注文書に基づく物品の納入後、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

- 3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。
- 4 第2項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入が完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに代品を納入して発注者の検査を受けなければならぬ。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(売買代金の支払い)

- 第9条 受注者は、前項の検査に合格したときは、別紙の単価表に基づき算定した売買代金（以下「売買代金」という。）を発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。
  - 3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

- 第10条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
    - 一 履行の追完が不能であるとき。
    - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
    - 三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
    - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第11条 発注者は、物品の全部が納入されるまでの間は、次条又は第13条の規定による

ほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の承諾を得ず又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。
- 二 納期内又は納期経過後相当の期間内に注文書に基づく物品の納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 引き渡した物品に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。
- 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 八 第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 納期までに物品の引渡しができないとき。

二 物品に契約不適合があるとき。

三 第12条又は第13条の規定により物品の全部の納入後にこの契約が解除されたと

き。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつたとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合みなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があつた場合の違約金等）

第17条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの

をいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第19条 発注者は、引き渡された物品に関し、第8条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことでもって免れるものではない。

3 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセント

の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（適用法令）

第21条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第22条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

以 上

別添 仕様書

別紙 単価表

別表 対象団地一覧表

**別添**

## 仕 様 書

1 件名

令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務

2 対象品目

別紙「単価表」のとおり。

3 仕様

原則として、JIS規格品、JEL規格品、JIL適合品であること。

単価表記載の品目は、光源色関係なく同一単価とし、生産が終了したものについても単価表と同価格で後継等の同等品を納品すること。

4 納入場所

別表「対象団地一覧表」のとおり。

5 注文手続

注文は納入場所の団地を管轄する住まいセンターからメールや受注者の用意する注文フォーム等により行う。

なお、発注者より注文を受けた際は、受け取った旨を通知すること。

6 納期

注文した商品については、発注者の指定する期日及び時間帯に納品すること。

7 納品方法

- (1) 納品は、発注者の指定する場所（上記4 別表「対象団地一覧表」の納品先）へ直接行うこと。
- (2) 納品する商品には、注文担当部署名、商品名、数量を記入した納品書を添付すること。
- (3) 納品する商品については、注文担当部署の指示により仕分けし、個別に梱包すること。
- (4) 配送に係る費用については、受注者が負担すること。
- (5) 納品後、商品の不良又は品目若しくは数量の誤り等が明らかになった場合は、速やかに且つ適切に対応すること。

8 請求書等

請求書は、当該1か月分の数量を纏め、発注者に提出すること。

以 上

## 別紙 単価表

契約名称：令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務

(税抜)

No.	標準商品名 ランプ種類	標準規格	契約単価
1	コンパクト形蛍光ランプ	FDL13EX	円
2	コンパクト形蛍光ランプ	FDL18EX	円
3	コンパクト形蛍光ランプ	FHT16EX	円
4	コンパクト形蛍光ランプ	FHT24EX	円
5	コンパクト形蛍光ランプ	FHT32EX	円
6	コンパクト形蛍光ランプ	FHT42EX	円
7	環形蛍光ランプ	FCL20	円
8	環形蛍光ランプ	FCL30	円
9	直管形蛍光ランプ	FL10	円
10	直管形蛍光ランプ	FL15	円
11	直管形蛍光ランプ	FL20	円
12	直管形蛍光ランプ	FL20S	円
13	直管形蛍光ランプ (Hf)	FHF16EX	円
14	直管形蛍光ランプ (Hf)	FHF32EX	円
15	直管形蛍光ランプ (ラピッド形)	FLR40S	円
16	点灯管	FG1E	円
17	点灯管	FG4P	円
18	点灯管	FG7E	円
19	白熱電球 (ミニクリプトン形)	LDS(KR)10	円

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

東京東

東京都墨田区江東橋4-26-5

住まいセンター

東京トラフィック錦糸町ビル本館7階

団地名	都道府県	住居表示
亀戸二丁目	東京都	江東区亀戸二丁目6
大島四丁目	東京都	江東区大島四丁目1
大島六丁目	東京都	江東区大島六丁目1
木場二丁目	東京都	江東区木場二丁目1-3
毛利二丁目第二	東京都	江東区毛利二丁目7-5
大島七丁目	東京都	江東区大島七丁目28-1
小島町二丁目	東京都	江戸川区西葛西五丁目8外
立花一丁目	東京都	墨田区立花一丁目26-2外
福住一丁目	東京都	江東区福住一丁目8-8
下篠崎町	東京都	江戸川区下篠崎町18
北砂五丁目	東京都	江東区北砂五丁目20
北砂七丁目	東京都	江東区北砂七丁目7-1
八広五丁目	東京都	墨田区八広五丁目7
船堀一丁目	東京都	江戸川区船堀一丁目1
豊洲四丁目	東京都	江東区豊洲四丁目10
東陽パークサイドハイツ	東京都	江東区東陽六丁目5-13
木場公園三好住宅	東京都	江東区三好三丁目1
東大島駅前ハイツ	東京都	江東区大島七丁目39
葛西クリーンタウン清新プラザ	東京都	江戸川区清新町一丁目3
木場公園平野住宅	東京都	江東区平野二丁目8-18
葛西クリーンタウン清新南ハイツ	東京都	江戸川区清新町一丁目1
エステート松江	東京都	江戸川区松江七丁目26-1外
木場三丁目パークハイツ	東京都	江東区木場三丁目6
木場公園平野三丁目ハイツ	東京都	江東区平野三丁目3-9
船堀六丁目パークハイツ	東京都	江戸川区船堀六丁目5
曳舟駅前プラザ	東京都	墨田区京島一丁目38-1
セーラ小松川	東京都	江戸川区小松川一丁目5
リバーピア吾妻橋ライフタワー	東京都	墨田区吾妻橋1-23-30
ヴェッセル木場南	東京都	江東区塩浜二丁目18
シティコート大島	東京都	江東区大島六丁目14
アーバンライフ亀戸	東京都	江東区亀戸2-1
潮見駅前プラザ一番街	東京都	江東区潮見二丁目6-1
潮見駅前プラザ二番街	東京都	江東区潮見二丁目7-1
ラ・ヴェール東陽町	東京都	江東区塩浜二丁目24-10
東雲キャナルコートCODAN	東京都	江東区東雲一丁目9
イーストコモンズ清澄白河セントラルタワー	東京都	江東区白河四丁目3-1
豊洲シエルタワー	東京都	江東区豊洲五丁目5-1
イーストコア曳舟二番館	東京都	墨田区京島一丁目1-2

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

北多摩

東京都立川市曙町2-34-7

住まいセンター

ファーレイーストビル10階

団地名	都道府県	住居表示
東伏見	東京都	西東京市富士町一丁目7
ひばりが丘	東京都	東久留米市ひばりが丘団地
三鷹駅前第二	東京都	三鷹市下連雀三丁目28-21
南台	東京都	東村山市富士見町一丁目14
三鷹駅前第一	東京都	三鷹市下連雀三丁目28-23
小平	東京都	小平市喜平町三丁目
神代	東京都	調布市西つつじヶ丘4-23、狛江市西野川1-25
国立富士見台	東京都	国立市富士見台一丁目7外
三鷹駅前第三	東京都	三鷹市下連雀三丁目28-20
けやき台	東京都	立川市若葉町一丁目13
東中神	東京都	昭島市玉川町一丁目3外
清瀬旭が丘	東京都	清瀬市旭が丘2外
滝山	東京都	東久留米市滝山六丁目1
小平駅南口	東京都	小平市美園町一丁目33
立川幸町	東京都	立川市幸町四丁目52-1
立川若葉町	東京都	立川市若葉町四丁目25-1
羽村	東京都	羽村市富士見平一丁目18外
萩山	東京都	小平市小川東町4-3、東村山市萩山町2-2
深大寺町	東京都	調布市深大寺元町一丁目11-1
福生	東京都	福生市南田園二丁目7外
車返	東京都	府中市白糸台5-25-1、押立町1-24-1
昭島つつじが丘ハイツ	東京都	昭島市つつじが丘三丁目4外
清瀬旭が丘第二	東京都	清瀬市旭が丘五丁目4
立川一番町東	東京都	立川市一番町六丁目8-1
富士見台	東京都	東村山市富士見町一丁目2-54外
パークサイド田無向台	東京都	西東京市向台町五丁目4-1
狛江セントラルハイツ	東京都	狛江市和泉本町一丁目36-4
清瀬駅前ハイツ	東京都	清瀬市元町一丁目3外
立川一番町東第二	東京都	立川市一番町六丁目17-70
滝山東	東京都	東久留米市滝山六丁目
エステート大南公園	東京都	武蔵村山市大南四丁目21-1外
南台第二	東京都	東村山市富士見町一丁目14
グリーンハイツ車返南	東京都	府中市押立町一丁目16
新柳沢	東京都	西東京市柳沢三丁目4
エステート富士見台	東京都	東村山市富士見町一丁目8-8
府中グリーンハイツ	東京都	府中市晴見町一丁目28
グリーンタウン美住一番街	東京都	東村山市美住町一丁目4-1
プラザ新小金井	東京都	小金井市東町四丁目23外
シティハイツ調布小島町	東京都	調布市小島町三丁目51-2
グリーンハイツ武藏境通り	東京都	西東京市新町一丁目4
新川・島屋敷通り	東京都	三鷹市新川四丁目25外

西国分寺ゆかり壱番街	東京都	国分寺市泉町三丁目3外
武蔵野緑町パークタウン	東京都	武蔵野市緑町二丁目3
プロムナード東伏見	東京都	西東京市富士町一丁目7
コンフォール拝島	東京都	昭島市松原町四丁目1-5
シティコート下連雀	東京都	三鷹市下連雀五丁目8
いちょう並木国立	東京都	国立市北三丁目35-1外
シティコート立川曙町	東京都	立川市曙町三丁目18-22
サンヴァリエ桜堤	東京都	武蔵野市桜堤一丁目1外
西国分寺ゆかり四番街	東京都	国分寺市泉町二丁目8-1
プラザシティ立川	東京都	立川市曙町一丁目32-42
グリーンタウン小金井	東京都	小金井市緑町4-12-16外
ココスクエア国領	東京都	調布市国領三丁目1-38
グリーンプラザひばりが丘南	東京都	西東京市谷戸一丁目22
西国分寺ゆかり参番街	東京都	国分寺市泉町二丁目5
アートアベニュー立川	東京都	立川市曙町三丁目17-30
シティハイツ吉祥寺通り	東京都	三鷹市下連雀五丁目3
ライフタウン国領	東京都	調布市国領町八丁目2-9
三鷹台	東京都	三鷹市牟礼二丁目14
牟礼	東京都	三鷹市牟礼六丁目23
アーバンライフ立川	東京都	立川市曙町2-42-23
ひばりが丘パークヒルズ	東京都	西東京市ひばりが丘三丁目5外
グリーンヒルズ東久留米	東京都	東久留米市上の原1-3外
西国分寺ライフタワー	東京都	国分寺市泉町二丁目9-1
コンフォール東中神	東京都	昭島市もくせいの杜一丁目4番1

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

東京北

東京都豊島区東池袋1-10-1

住まいセンター

住友池袋駅前ビル7階

団地名	都道府県	住居表示
目白	東京都	豊島区目白二丁目27-13
志村一丁目	東京都	板橋区志村一丁目1-2
東池袋四丁目	東京都	豊島区東池袋四丁目6-3
高島平	東京都	板橋区高島平2外
豊島五丁目	東京都	北区豊島五丁目4外
練馬北町一丁目	東京都	練馬区北町一丁目11-12
むつみ台	東京都	練馬区光が丘一丁目1外
成増二丁目	東京都	板橋区成増二丁目9-5
王子五丁目	東京都	北区王子五丁目2
赤羽北二丁目	東京都	北区赤羽北二丁目15
北大塚二丁目	東京都	豊島区北大塚二丁目24-20
赤羽南一丁目	東京都	北区赤羽南一丁目16
舟渡二丁目	東京都	板橋区舟渡二丁目16
浮間三丁目エステート	東京都	北区浮間三丁目1
光が丘パークタウンゆりの木通り北	東京都	板橋区赤塚新町三丁目32
光が丘パークタウン公園南	東京都	練馬区光が丘五丁目6
エステート西台	東京都	板橋区西台四丁目8-20
坂下けやき台ハイツ	東京都	板橋区坂下二丁目1
光が丘パークタウン大通り南	東京都	練馬区光が丘七丁目3外
光が丘パークタウンいちょう通り八番街	東京都	練馬区光が丘三丁目8
本郷真砂アーバンハイツ	東京都	文京区本郷四丁目8-3
赤羽北二丁目ハイツ	東京都	北区赤羽北二丁目22-10
グリーンプラザ加賀	東京都	板橋区加賀一丁目10-14
光が丘パークタウン四季の香弐番街	東京都	練馬区光が丘5丁目2
アンサンブル大山西	東京都	板橋区大山西町三丁目10
神谷堀公園ハイツ	東京都	北区神谷一丁目3
エステート前野町	東京都	板橋区前野町二丁目1
光が丘パークタウンプロムナード十番街	東京都	練馬区光が丘二丁目10-1外
光が丘パークタウン大通り中央	東京都	練馬区光が丘三丁目9-1外
アーバンライフゆりの木通り東	東京都	板橋区赤塚新町3-34外
グリーンプラザ高松	東京都	練馬区高松四丁目27-3
新蓮根	東京都	板橋区蓮根二丁目30外
トレーフル東池袋	東京都	豊島区東池袋五丁目26-8
パークサイド石神井	東京都	練馬区石神井台三丁目18外
にしき平和台	東京都	練馬区平和台一丁目37外
赤羽アボードⅡ	東京都	北区赤羽西一丁目6-1
アーベイン神谷	東京都	北区神谷三丁目11-1
アーバンライフ目白駅前	東京都	豊島区目白一丁目4-15
フレーシェル王子神谷	東京都	北区豊島八丁目27
アミティ大山西町	東京都	板橋区大山西町17-8
エルアージュ小石川	東京都	文京区小石川一丁目17-1

板橋ビュータワー	東京都	板橋区板橋一丁目53-12
大泉学園ゆめりあタワー	東京都	練馬区東大泉五丁目43-1
アクティ上池袋	東京都	豊島区上池袋一丁目39-10
光が丘パークタウンゆりの木通り33番街	東京都	板橋区赤塚新町三丁目33
シャレール本駒込	東京都	文京区本駒込二丁目12-16
ヌーヴェル赤羽台	東京都	北区赤羽台二丁目3外
ヴァンガードタワー	東京都	豊島区東池袋三丁目21-21
シャレール西ヶ原	東京都	北区西ヶ原一丁目31-26
コンフォール東池袋	東京都	豊島区東池袋五丁目15番13

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

南多摩

住まいセンター

東京都多摩市永山1-5

ベルブ永山6階

団地名	都道府県	住居表示
鶴川	東京都	町田市鶴川五丁目外
町田山崎	東京都	町田市山崎町2130外
百草	東京都	日野市百草999、多摩市和田1261
藤の台	東京都	町田市藤の台1-1外
高幡台	東京都	日野市程久保650
多摩ニュータウン諏訪	東京都	多摩市諏訪二丁目外
多摩ニュータウン永山	東京都	多摩市永山三丁目外
館ヶ丘	東京都	八王子市館町1097
多摩ニュータウン貝取	東京都	多摩市貝取2外
多摩ニュータウン豊ヶ丘	東京都	多摩市豊ヶ丘2外
多摩ニュータウン松が谷	東京都	八王子市松が谷27外
日野大久保	東京都	日野市大坂上四丁目10-1
南原台	東京都	八王子市大和田町一丁目2外
成瀬駅前ハイツ	東京都	町田市南成瀬一丁目2-1
グリーンヒル寺田	東京都	八王子市寺田町432
多摩ニュータウンエステート鶴牧-5	東京都	多摩市鶴牧五丁目1-1
多摩ニュータウンエステート貝取-1	東京都	多摩市貝取一丁目45
小山田桜台	東京都	町田市小山田桜台1-10外
多摩ニュータウン落合六丁目ハイツ	東京都	多摩市落合六丁目1
多摩ニュータウンシティハイツ南大沢	東京都	八王子市南大沢四丁目10
多摩ニュータウンエステート聖ヶ丘-2	東京都	多摩市聖ヶ丘二丁目25
多摩ニュータウン諏訪一丁目ハイツ	東京都	多摩市諏訪一丁目66
多摩ニュータウンメゾン聖ヶ丘-1	東京都	多摩市聖ヶ丘一丁目13
八王子パークヒル宇津木台	東京都	八王子市久保山町二丁目46-2
多摩ニュータウングリーンヒル豊ヶ丘-1・2	東京都	多摩市豊ヶ丘1-40外
多摩ニュータウンリベレ向陽台	東京都	稲城市向陽台五丁目10
多摩ニュータウンライフステージ豊ヶ丘-1	東京都	多摩市豊ヶ丘一丁目58
多摩ニュータウンベルコリーヌ南大沢	東京都	八王子市南大沢五丁目3外
シティハイツ日野旭が丘	東京都	日野市旭が丘四丁目7-5
町田もみじ台	東京都	町田市図師町字3号730-1
多摩ニュータウンコリナス長池	東京都	八王子市別所二丁目12外
多摩ニュータウンビュープラザ向陽台	東京都	稲城市向陽台四丁目4-2
多摩ニュータウンプラザ永山	東京都	多摩市永山一丁目3-3
多摩ニュータウンビスタノーレ向陽台	東京都	稲城市向陽台六丁目11
トワコート西八王子	東京都	八王子市台町三丁目21
多摩ニュータウン長池公園せせらぎ通り北	東京都	八王子市別所二丁目42
多摩ニュータウン南大沢学園二番街	東京都	八王子市上柚木三丁目5
多摩ニュータウン蓮生寺公園通り二番街	東京都	八王子市別所1-31
多摩ニュータウンエステート愛宕	東京都	多摩市愛宕四丁目35-1
多摩ニュータウン長池公園せせらぎ通り南	東京都	八王子市別所二丁目46
多摩ニュータウン南大沢学園四番街	東京都	八王子市上柚木三丁目10

多摩ニュータウン長峰杜の一番街	東京都	稲城市長峰三丁目2
多摩ニュータウンステラ聖ヶ丘	東京都	多摩市聖ヶ丘一丁目26
グリーンヒルハ王子南	東京都	八王子市子安町三丁目35-22
八王子みなみ野シティヴェルディールみなみ野西	東京都	八王子市みなみ野一丁目11
多摩ニュータウン南大沢絹の道一番街	東京都	八王子市鎌水二丁目81
多摩ニュータウンビューコート若葉台	東京都	稲城市若葉台四丁目33
八王子みなみ野シティヴェルディールふれあい通り	東京都	八王子市みなみ野1-9
聖蹟桜ヶ丘ビュータワー	東京都	多摩市関戸四丁目-72
多摩ニュータウングランピア南大沢	東京都	八王子市上柚木二丁目63
多摩ニュータウンビューコート別所	東京都	八王子市別所一丁目38
多摩平の森	東京都	日野市多摩平四丁目6外
ビュータワー八王子	東京都	八王子市八日町8-1
多摩ニュータウン コンフォール諏訪	東京都	多摩市諏訪二丁目1番

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

東京南

東京都港区芝1-7-17

住まいセンター

住友不動産芝ビル3号館1階

団地名	都道府県	住居表示
野方	東京都	中野区野方五丁目7
南青山三丁目	東京都	港区南青山三丁目8-40
大井六丁目	東京都	品川区大井六丁目9-32
晴海四丁目	東京都	中央区晴海四丁目1-1
南六郷二丁目	東京都	大田区南六郷二丁目35
大森中二丁目	東京都	大田区大森中二丁目2-1
月島一丁目	東京都	中央区月島一丁目27-9
希望ヶ丘	東京都	世田谷区船橋六丁目外
上馬二丁目	東京都	世田谷区上馬二丁目26-20
南六郷一丁目	東京都	大田区南六郷一丁目29外
蒲田本町一丁目	東京都	大田区蒲田本町一丁目1
笹塚駅前	東京都	渋谷区笹塚一丁目48-19
蒲田駅前ハイツ	東京都	大田区蒲田五丁目13-26
品川八潮パークタウン潮路北第二ハイツ	東京都	品川区八潮五丁目3
品川八潮パークタウン潮路南第一ハイツ	東京都	品川区八潮五丁目6
品川八潮パークタウン潮路中央ハイツ	東京都	品川区八潮五丁目5
神田小川町ハイツ	東京都	千代田区神田小川町一丁目7
大森南二丁目ハイツ	東京都	大田区大森南二丁目1
哲学堂公園ハイツ	東京都	新宿区西落合2-20
エステート北新宿	東京都	新宿区北新宿三丁目27-3
コラム南青山	東京都	港区南青山七丁目1-5
トリニティー芝浦	東京都	港区芝浦四丁目13-3
アンサンブル大井	東京都	品川区大井一丁目21-2
パティオ新蒲田三丁目	東京都	大田区新蒲田三丁目7-6
エステート千歳希望ヶ丘	東京都	世田谷区船橋七丁目8-4
成城通りパークウェスト	東京都	世田谷区上祖師谷四丁目2
エステート池上	東京都	大田区池上八丁目5-8
デュプレ芝浦	東京都	港区芝浦四丁目7-5
経堂赤堤通り	東京都	世田谷区桜上水一丁目1
シティハイツ烏山	東京都	世田谷区北烏山九丁目21-10
恵比寿ビュータワー	東京都	目黒区三田一丁目4-4
世田谷通りシティハイツ若林	東京都	世田谷区若林三丁目10-1
シャレール糀谷	東京都	大田区西糀谷3-23-8
天王洲ビュータワー	東京都	品川区東品川二丁目5-6
フレール西経堂	東京都	世田谷区船橋五丁目17
シーリアお台場三番街	東京都	港区台場一丁目3
シャレール新蒲田	東京都	大田区新蒲田二丁目12-18
シーリアお台場五番街	東京都	港区台場一丁目5
アミティ大森東	東京都	大田区大森東一丁目24外
スクエア一世田谷桜丘	東京都	世田谷区桜丘一丁目2-20
晴海アイランドトリトンスクエアビュープラザ	東京都	中央区晴海一丁目6

晴海アイランドトリトンスクエアガーデンプラザ	東京都	中央区晴海一丁目7-2
シティコート世田谷給田	東京都	世田谷区給田五丁目8-5
アミティ南六郷	東京都	大田区南六郷三丁目18-1
アーバンライフ月島駅前イースト	東京都	中央区月島二丁目1-1
シーリアお台場一番街	東京都	港区台場一丁目1-1
オーバルコート大崎ビュープラザ	東京都	品川区東五反田二丁目16-2
晴海アイランドトリトンスクエアアーバンタワー	東京都	中央区晴海一丁目8-5
コラム神泉	東京都	渋谷区神泉町1-22
アクティ三軒茶屋	東京都	世田谷区野沢一丁目35
中目黒ゲートタウンハイツ	東京都	目黒区上目黒二丁目1-2
ムーンアイランドタワー	東京都	中央区月島二丁目10-1
シティコート上馬	東京都	世田谷区上馬一丁目1-2
シティコートニ子玉川	東京都	世田谷区玉川四丁目13
ジェイタワー西大井	東京都	品川区西大井一丁目1-2
品川シーサイドビュータワー	東京都	品川区東品川四丁目12-9外
芦花公園	東京都	世田谷区南烏山二丁目30
アクティ汐留	東京都	港区海岸一丁目1-1
シャレール成城	東京都	世田谷区祖師谷三丁目8-3
ラ・ヴェール明石町	東京都	中央区明石町1-7
プロムナード荻窪	東京都	杉並区桃井三丁目7-1外
トルナーレ日本橋浜町	東京都	中央区日本橋浜町3-3-1
アクティ芦花公園	東京都	世田谷区南烏山2丁目34-14
シャレール広尾	東京都	渋谷区広尾三丁目4-1
アートヴィレッジ大崎ビュータワー	東京都	品川区大崎一丁目2-3
リガーレ日本橋人形町	東京都	中央区日本橋人形町1-21-1
中目黒アトラスタワー	東京都	目黒区上目黒一丁目2番
ベイシティ晴海スカイリンクタワー	東京都	中央区晴海三丁目6-8
シャレール荻窪	東京都	杉並区荻窪三丁目7番
勝どきビュータワー	東京都	中央区勝どき一丁目8-1
シャレール恵比寿	東京都	渋谷区恵比寿西二丁目8-1
品川ハートビュータワー	東京都	港区港南1丁目8-23
コンフォール中野新橋	東京都	中野区弥生町三丁目6番12号
コンフォール品川西大井	東京都	品川区二葉4-13-14

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

城北

東京都台東区東上野5-2-5

住まいセンター

下谷ビル4階

団地名	都道府県	住居表示
花畠	東京都	足立区花畠五丁目7外
竹の塚第一	東京都	足立区竹の塚三丁目11外
竹の塚第二	東京都	足立区竹の塚一丁目5外
竹の塚第三	東京都	足立区竹の塚六丁目4外
栗原	東京都	足立区栗原二丁目5外
日の出町	東京都	足立区日の出町27
金町駅前	東京都	葛飾区東金町一丁目36
江北六丁目	東京都	足立区江北六丁目30外
東四ツ木二丁目	東京都	葛飾区東四つ木二丁目8-12
新田二丁目	東京都	足立区新田二丁目3-16
大谷田一丁目	東京都	足立区大谷田一丁目1
東四ツ木二丁目第二	東京都	葛飾区東四つ木二丁目4-3
青戸第三	東京都	葛飾区青戸三丁目11
金町第二	東京都	葛飾区南水元三丁目6外
青戸第四	東京都	葛飾区青戸四丁目25外
金町五丁目	東京都	葛飾区金町五丁目3外
青戸第五	東京都	葛飾区青戸三丁目9-1
リバーサイド桜木	東京都	足立区千住桜木二丁目17
西新小岩リバーハイツ	東京都	葛飾区西新小岩二丁目1
エステート東新小岩	東京都	葛飾区東新小岩二丁目9外
エステート堀切	東京都	葛飾区堀切七丁目19-13
エステート東堀切	東京都	葛飾区東堀切二丁目21-10
メゾン堀切七丁目	東京都	葛飾区堀切七丁目22-23
メゾン堀切八丁目	東京都	葛飾区堀切八丁目3-20
南千住七丁目ハイツ	東京都	荒川区南千住七丁目31-3
アンサンブル宮地	東京都	荒川区荒川三丁目76-1
すまいる亀有	東京都	葛飾区亀有一丁目10
ビオトープしたや	東京都	台東区下谷三丁目14-3
青戸第一	東京都	葛飾区青戸三丁目19外
アーバンライフ東新小岩	東京都	葛飾区東新小岩三丁目8
アーバンライフ西新井	東京都	足立区西新井栄町三丁目1-1
フレール西新井第一	東京都	足立区西新井一丁目33外
アクシス東四つ木	東京都	葛飾区東四つ木二丁目27-1外
リバーハーフタワー南千住	東京都	荒川区南千住四丁目9
アクシス台東	東京都	台東区台東一丁目25-12
金町第一	東京都	葛飾区東金町二丁目23-1外
フレール西新井第二	東京都	足立区西新井二丁目5外
リバーハーフコート南千住	東京都	荒川区南千住三丁目41
青戸第二	東京都	葛飾区青戸四丁目27外
ハートアイランド新田一番街	東京都	足立区新田三丁目36
ハートアイランド新田二番街	東京都	足立区新田三丁目36

ハートアイランド新田三番街	東京都	足立区新田三丁目35
パークタウン東綾瀬	東京都	足立区東綾瀬二丁目8外
サンマークシティ日暮里ステーションポートタワー	東京都	荒川区西日暮里二丁目20-1
フレール西新井中央公園	東京都	足立区西新井三丁目16番外
ハートアイランド新田四番街	東京都	足立区新田三丁目35
コンフォール根岸	東京都	台東区根岸三丁目12番23
花畠	東京都	足立区花畠五丁目12
コンフォール町屋	東京都	荒川区荒川二丁目49番7

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

千葉

住まいセンター

千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1

ワールドビジネスガーデン マリブイースト10階

団地名	都道府県	住居表示
千草台	千葉県	千葉市稻毛区千草台1外
あやめ台	千葉県	千葉市稻毛区あやめ台1外
花見川	千葉県	千葉市花見川区花見川1外
千葉幸町	千葉県	千葉市美浜区幸町2
稻毛駅前	千葉県	千葉市稻毛区小仲台2-6-1
千葉弁天町	千葉県	千葉市中央区弁天2-23-1
千葉出洲港	千葉県	千葉市中央区出洲港7
検見川町三丁目	千葉県	千葉市花見川区検見川町3-304-1
さつきが丘	千葉県	千葉市花見川区さつきが丘1外
高洲第一	千葉県	千葉市美浜区高洲2外
真砂第一	千葉県	千葉市美浜区真砂4外
真砂第二	千葉県	千葉市美浜区真砂3-13
高洲第二	千葉県	千葉市美浜区高洲4外
みつわ台	千葉県	千葉市若葉区みつわ台3-4
成田ニュータウン加良部一丁目	千葉県	成田市加良部1-7
成田ニュータウン加良部四丁目	千葉県	成田市加良部4-25
成田ニュータウン加良部五丁目	千葉県	成田市加良部5-3外
成田ニュータウン橋賀台	千葉県	成田市橋賀台1-1外
成田ニュータウン吾妻南	千葉県	成田市吾妻2-1
サニータウンにれの木台	千葉県	千葉市花見川区朝日ヶ丘2-1
幕張四丁目	千葉県	千葉市花見川区幕張町4-544-14
エステート登戸	千葉県	千葉市中央区登戸1-18-25
クレール志津	千葉県	佐倉市西志津3-1
幕張ベイタウンパティオス7番街	千葉県	千葉市美浜区打瀬1-5
稻毛海岸駅前プラザ	千葉県	千葉市美浜区高洲3-6外
幕張ベイタウンミラリオ	千葉県	千葉市美浜区打瀬2-22
稻毛海岸駅前プラザボナージュ稻毛海岸	千葉県	千葉市美浜区高洲3-5-6
幕張ベイタウンパティオス15番街	千葉県	千葉市美浜区打瀬2-10
グリーンプラザ幕張	千葉県	千葉市花見川区幕張町5-417-6
ワインズタウン稻毛海岸	千葉県	千葉市美浜区高浜1-14外
幕張ベイタウンパティオス20番街	千葉県	千葉市美浜区打瀬3-4
幕張ベイタウンミラマール	千葉県	千葉市美浜区打瀬3-6
幕張ベイタウンパティオス22番街	千葉県	千葉市美浜区打瀬3-9
グリーンプラザ園生	千葉県	千葉市稻毛区園生町1107-1外
コンフォール稻毛小仲台	千葉県	千葉市稻毛区小仲台3-14

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

千葉西

住まいセンター

千葉県船橋市前原西二丁目12番7

津田沼第一生命ビル3F

団地名	都道府県	住居表示
高根台	千葉県	船橋市高根台3-2外
習志野台	千葉県	船橋市習志野台3-5外
袖ヶ浦	千葉県	習志野市袖ヶ浦2外
習志野台(市)	千葉県	船橋市習志野台3-2
前原西二丁目	千葉県	船橋市前原西2-39-8
若松二丁目	千葉県	船橋市若松2
米本	千葉県	八千代市米本1359
金杉台	千葉県	船橋市金杉台1外
高津	千葉県	八千代市高津832-1外
行田	千葉県	船橋市行田2-2外
村上	千葉県	八千代市村上1113-1
芝山	千葉県	船橋市芝山1-40外
浦安ニューシティ美浜西エステート	千葉県	浦安市美浜2
習志野海浜秋津	千葉県	習志野市秋津2-4外
ハイタウン塩浜	千葉県	市川市塩浜4-2外
エステート市川大洲	千葉県	市川市大洲3-16-13
ハイタウン塩浜第二	千葉県	市川市塩浜4-2外
谷津パークタウン壱番街	千葉県	習志野市谷津3-1
浦安マリナイースト21フォーラム海風の街	千葉県	浦安市日の出1-3
谷津パークタウン弐番街	千葉県	習志野市谷津3-1
行田第二	千葉県	船橋市行田3-2
谷津パークタウン参番街	千葉県	習志野市谷津3-1
八千代ゆりのき台ライフタワー	千葉県	八千代市ゆりのき台4-5外
大久保	千葉県	習志野市本大久保2-4
浦安マリナイースト21望海の街	千葉県	浦安市明海4-2
浦安マリナイースト21潮音の街	千葉県	浦安市高洲6-1
八千代ゆりのき台パークシティ	千葉県	八千代市ゆりのき台3-7-1
浦安マリナイースト21海園の街	千葉県	浦安市明海3-2
コンフォール浦安弁天	千葉県	浦安市弁天1-21
アルビス前原	千葉県	船橋市前原西6-1
ヴェルディール市川南	千葉県	市川市市川南2-6-1
アミティ八千代台	千葉県	八千代市八千代台西6-2
アートヒル高根台	千葉県	船橋市高根台1-1外
I-linkタウンいちかわザタワーズイースト	千葉県	市川市市川南1丁目1-1

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

千葉北

千葉県柏市柏4-8-1

住まいセンター

柏東口金子ビル5階

団地名	都道府県	住居表示
常盤平	千葉県	松戸市常盤平2外
常盤平駅前	千葉県	松戸市常盤平3-1-1
豊四季台	千葉県	柏市豊四季台1-1外
小金原	千葉県	松戸市小金原6-13外
湖北台	千葉県	我孫子市湖北台7
常盤平中央	千葉県	松戸市常盤平3-30-2
常盤平一丁目	千葉県	松戸市常盤平1-29-3
梨香台	千葉県	松戸市高塚新田512-10外
野菊野	千葉県	松戸市野菊野1外
牧の原	千葉県	松戸市牧の原435-1外
大津ヶ丘	千葉県	柏市大津ヶ丘3-1外
千葉ニュータウン清水口	千葉県	白井市清水口2-4
千葉ニュータウン堀込	千葉県	白井市堀込1-5
千葉ニュータウン小室ハイランド	千葉県	船橋市小室町906外
北柏ライフタウン松葉町一丁目	千葉県	柏市松葉町1-12
千葉ニュータウン内野	千葉県	印西市内野2-5外
常盤平セントラルハイツ	千葉県	松戸市常盤平3-27-2
大津ヶ丘第二	千葉県	柏市大津ヶ丘3-17
エステート江戸川台	千葉県	流山市江戸川台西3-31-1
常盤平けやき通り住宅	千葉県	松戸市常盤平7-20-3
千葉ニュータウン原山	千葉県	印西市原山3-8
千葉ニュータウン高花	千葉県	印西市高花1-6
豊四季台第二	千葉県	柏市豊四季台2-1
小金原けやき通り	千葉県	松戸市小金原9-1-1
千葉ニュータウン原山第二	千葉県	印西市原山1-3外
千葉ニュータウンファーストアベニュー小倉台	千葉県	印西市小倉台1-4外
アクティ北松戸	千葉県	松戸市上本郷364-3
千葉ニュータウンプロムナード桜台3番街	千葉県	白井市桜台2-3
ピコティ北小金	千葉県	松戸市小金1外
千葉ニュータウン堀込第二	千葉県	白井市堀込1-2
千葉ニュータウンプラザ西白井2番街	千葉県	白井市けやき台2-2
プロムナード北松戸	千葉県	松戸市新作117-7外
グリーンタウン光ヶ丘	千葉県	柏市光ヶ丘団地3外
千葉ニュータウンアバンドーネ原4番街	千葉県	印西市原4-4
パークサイド鎌ヶ谷	千葉県	鎌ヶ谷市東中沢2-21外
千葉ニュータウングリーンプラザ滝野	千葉県	印西市滝野3-7
千葉ニュータウンプロムナード桜台12番街	千葉県	白井市桜台2-12
エステート荒工山	千葉県	柏市東2-2
千葉ニュータウンアバンドーネ原1番街	千葉県	印西市原4-1
コンフォール柏豊四季台	千葉県	柏市豊四季台3-1外
取手井野	茨城県	取手市井野団地

戸頭	茨城県	取手市戸頭4外
竹園第二	茨城県	つくば市竹園三丁目24-1
つくば・さくら	茨城県	つくば市竹園一丁目6-2外
エスカード牛久駅前ハイツ	茨城県	牛久市牛久町280
つくば・吾妻一丁目	茨城県	つくば市吾妻一丁目4-3
つくば・松代三丁目	茨城県	つくば市松代三丁目25外
取手井野第二	茨城県	取手市井野二丁目3-30
つくば・二の宮	茨城県	つくば市二の宮四丁目8-3
つくば・二の宮第二	茨城県	つくば市二の宮四丁目13-1
つくば・春日	茨城県	つくば市春日二丁目37-1外
つくば松代四丁目	茨城県	つくば市松代四丁目22
つくば松代四丁目第二	茨城県	つくば市松代四丁目15-2
竹園	茨城県	つくば市竹園三丁目21-1
つくば・並木四丁目	茨城県	つくば市並木四丁目1-1
アクティ佐貫	茨城県	竜ヶ崎市佐貫町740

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

横浜

横浜市神奈川区金港町1-4

住まいセンター

横浜イーストスクエア8階

団地名	都道府県	住居表示
菊名池	神奈川県	横浜市港北区菊名一丁目8-12
福富町	神奈川県	横浜市中区福富町仲通1-10
福富町西通	神奈川県	横浜市中区福富町西通52
蒔田	神奈川県	横浜市南区蒔田町伊勢山841-1
武藏中原	神奈川県	川崎市中原区上小田中六丁目27-5
睦町	神奈川県	横浜市南区睦町一丁目15-15
青葉台	神奈川県	横浜市青葉区青葉台一丁目
新城第二	神奈川県	川崎市中原区新城一丁目3-1
左近山	神奈川県	横浜市旭区左近山
西ひかりが丘	神奈川県	横浜市旭区上白根町891
海岸通四丁目	神奈川県	横浜市中区海岸通四丁目23-1
子母口	神奈川県	川崎市高津区子母口458-3
井土ヶ谷東	神奈川県	横浜市南区井土ヶ谷下町215-1
南太田	神奈川県	横浜市南区南太田三丁目18-1
くぬぎ台	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区川島町1404
西菅田	神奈川県	横浜市神奈川区菅田町
鶴見町	神奈川県	横浜市鶴見区鶴見中央三丁目20-9
峰沢町	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区峰沢町35-1
本郷町	神奈川県	横浜市中区本郷町二丁目50
南神大寺	神奈川県	横浜市神奈川区神大寺二丁目9
南永田	神奈川県	横浜市南区永田みなみ台2
天王町	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区天王町二丁目42-2
鶴見町第二	神奈川県	横浜市鶴見区鶴見中央二丁目10
川崎日進	神奈川県	川崎市川崎区日進町23-1
南永田第二	神奈川県	横浜市南区永田みなみ台3
霧が丘グリーンタウン	神奈川県	横浜市緑区霧ヶ丘三丁目
保土ヶ谷駅前ハイツ	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区岩井町123-2
サンスクエア川崎	神奈川県	川崎市川崎区日進町1
港北ニュータウンさるびあ第一	神奈川県	横浜市都筑区荏田南一丁目6
港北ニュータウンさるびあ第二	神奈川県	横浜市都筑区荏田南一丁目2
中山駅前ハイツ	神奈川県	横浜市緑区中山一丁目29
港北ニュータウンろべりあハイツ	神奈川県	横浜市都筑区荏田東三丁目13-23
西久保町公園ハイツ	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区西久保町1-4
かわさきテクノピア堀川町ハイツ	神奈川県	川崎市幸区堀川町66-13
川崎旭町ハイツ	神奈川県	川崎市川崎区旭町一丁目2-5
港北ニュータウンメゾンふじのき台	神奈川県	横浜市都筑区茅ヶ崎南四丁目12
小杉御殿	神奈川県	川崎市中原区小杉御殿町二丁目47
港北ニュータウンサントゥール中川	神奈川県	横浜市都筑区中川二丁目9
モアレ山田町	神奈川県	横浜市中区山田町8-2
ペイサイト本牧ーI	神奈川県	横浜市中区本牧和田34-1
ペイサイト本牧ーII	神奈川県	横浜市中区本牧原11

新山下ベイシティ	神奈川県	横浜市中区新山下三丁目15
ビューコート仏向	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区仏向町1037-1-1
くぬぎ台一Ⅱ	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区川島町1374-13
アルテ横浜	神奈川県	横浜市神奈川区大野町1-8
左近山第三	神奈川県	横浜市旭区左近山1010-1
木月住吉	神奈川県	川崎市中原区木月住吉町23
港北ニュータウンビュープラザセンター北	神奈川県	横浜市都筑区南山田一丁目3
港北ニュータウンコンフォール東山田	神奈川県	横浜市都筑区東山田四丁目5
コンフォール西寺尾	神奈川県	横浜市神奈川区西寺尾二丁目26
アーバンハイツみぞのくち	神奈川県	川崎市高津区下作延四丁目22-12
ヨコハマポートサイドロア弐番館	神奈川県	横浜市神奈川区栄町6-1
サンヴァリエ日吉	神奈川県	横浜市港北区下田町四丁目1
ビューコート小港	神奈川県	横浜市中区小港町一丁目1-2
港北ニュータウンプロムナード仲町台	神奈川県	横浜市都筑区仲町台五丁目7
港北ニュータウンプロムナード仲町台ボナージュ横浜	神奈川県	横浜市都筑区仲町台五丁目7
ステラ月見ヶ丘	神奈川県	横浜市鶴見区豊岡町11-1
シティコート元住吉	神奈川県	川崎市中原区木月四丁目
港北ニュータウン山田富士公園ハイツ	神奈川県	横浜市都筑区北山田三丁目27
アーベインルネス長者町	神奈川県	横浜市中区不老町三丁目15-1
コンフォール高島台	神奈川県	横浜市神奈川区高島台8-1
ベイサイト本牧一Ⅲ	神奈川県	横浜市中区本牧和田33-8
港北ニュータウンコンフォールセンター南	神奈川県	横浜市都筑区茅ヶ崎東三丁目5
十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場五番街	神奈川県	横浜市緑区十日市場町1258
コンフォール滝ノ上	神奈川県	横浜市中区滝之上120
港北ニュータウンコンフォール仲町台	神奈川県	横浜市都筑区勝田南二丁目2-24
ベイシティ本牧南	神奈川県	横浜市中区本牧原21
港北ニュータウンコンフォール城山の丘	神奈川県	横浜市都筑区東山田三丁目23
アーバンドエル瀬谷	神奈川県	横浜市瀬谷区橋戸一丁目35
コンフォール永田東	神奈川県	横浜市南区永田東三丁目1-3
十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場七番街	神奈川県	横浜市緑区十日市場町1258
コンフォール清水ヶ丘	神奈川県	横浜市南区清水ヶ丘238-1
十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場六番街	神奈川県	横浜市緑区十日市場町1358-48
コンフォール北原	神奈川県	横浜市神奈川区六角橋六丁目24
コンフォール明神台	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区明神台
オルトヨコハマビュータワー	神奈川県	横浜市神奈川区新子安一丁目2-3
アーベインビオ川崎	神奈川県	川崎市幸区大宮町26
リーデンスフォート横浜	神奈川県	横浜市神奈川区東神奈川一丁目12-5
コンフォール南日吉	神奈川県	横浜市港北区日吉本町四丁目10
プロムナード本牧	神奈川県	横浜市中区本牧宮原6
十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場十四番街	神奈川県	横浜市緑区十日市場町1258
ミラリオ鶴見小野	神奈川県	横浜市鶴見区小野町6-5
シティコート山下公園	神奈川県	横浜市中区山下町24-7
コンフォール川崎富士見	神奈川県	川崎市川崎区富士見一丁目6
コンフォール篠原	神奈川県	横浜市港北区篠原町72-2
アミティ横浜	神奈川県	横浜市神奈川区栄町16-1
コンフォール鴨池公園	神奈川県	横浜市都筑区大丸15
十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場九番街	神奈川県	横浜市緑区十日市場町1258
ミラリオ大師河原	神奈川県	川崎市川崎区大師河原一丁目1
アクティ横浜山下町	神奈川県	横浜市中区山下町73-1
コンフォール仏向町	神奈川県	横浜市保土ヶ谷区仏向町845-1

十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場十一番街	神奈川県	横浜市緑区十日市場町1501
シャレール海岸通	神奈川県	横浜市中区海岸通五丁目25-2
横浜ヴェールタワー	神奈川県	神奈川県横浜市西区南幸2-16-1

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

神奈川西

神奈川県藤沢市藤沢462

住まいセンター

日本生命藤沢駅前ビル9階

団地名	都道府県	住居表示
辻堂	神奈川県	藤沢市辻堂西海岸二丁目
浜見平	神奈川県	茅ヶ崎市浜見平6
善行	神奈川県	藤沢市善行団地
相模台	神奈川県	相模原市南区相模台団地
鶴が台	神奈川県	茅ヶ崎市鶴が台
上和田	神奈川県	大和市上和田2412
奈良北	神奈川県	横浜市青葉区奈良町2913
下大槻	神奈川県	秦野市下大槻410
すすき野	神奈川県	横浜市青葉区すすき野三丁目6-1
虹ヶ丘	神奈川県	川崎市麻生区虹ヶ丘二丁目
平塚高村	神奈川県	平塚市高村203
鳶尾	神奈川県	厚木市鳶尾二丁目・三丁目
橋本四丁目	神奈川県	相模原市緑区橋本四丁目11
えびな	神奈川県	海老名市中新田二丁目7
サニーメゾン平塚	神奈川県	平塚市田村二丁目9
テラス長谷	神奈川県	厚木市長谷381-1
星が丘パークランドつぐみ台	神奈川県	川崎市多摩区菅仙谷三丁目1
ロビーシティ相模大野五番街	神奈川県	相模原市南区相模大野四丁目5
星が丘パークランドひよどり台	神奈川県	川崎市多摩区菅北浦五丁目7
さがみ野さくら	神奈川県	座間市東原五丁目1
辻堂駅前ハイツ	神奈川県	藤沢市辻堂新町一丁目2
グリーンスクエア大野台	神奈川県	相模原市南区大野台六丁目5
善行第二	神奈川県	藤沢市善行団地4-10
星が丘パークランドほおじろ台	神奈川県	川崎市多摩区菅北浦四丁目15
善行第三	神奈川県	藤沢市善行団地3
鶴が台第二	神奈川県	茅ヶ崎市鶴が台9
善行第四	神奈川県	藤沢市善行団地2-17
湘南ライフタウンパークサイド駒寄	神奈川県	藤沢市大庭5682
グリーンヒル鴨志田中央	神奈川県	横浜市青葉区鴨志田町539-3
ライトタウン茅ヶ崎	神奈川県	茅ヶ崎市香川一丁目10
プラザシティ相模大野	神奈川県	相模原市南区相模大野六丁目
アーバンハイツ菅生ヶ丘	神奈川県	川崎市宮前区菅生ヶ丘34-1
鶴ヶ丘	神奈川県	相模原市南区南台五丁目2
サンラフレ百合ヶ丘	神奈川県	川崎市麻生区百合丘一丁目・二丁目
あおば山の手台ヴェルディール奈良	神奈川県	横浜市青葉区奈良四丁目4-1
コンフォール平塚	神奈川県	平塚市浅間町11
アーベイン相模原駅前	神奈川県	相模原市中央区相模原一丁目1
コンフォール生田菅生ヶ丘	神奈川県	川崎市宮前区菅生ヶ丘24
コンフォール鶴間ライラック通り	神奈川県	大和市下鶴間2777-5
コンフォール相模原共和	神奈川県	相模原市中央区共和一丁目3-33
コンフォールさがみ南	神奈川県	相模原市南区相南一丁目24

レーベンスガルテン山崎	神奈川県	鎌倉市山崎1390
コンフォール藤沢	神奈川県	藤沢市藤が岡一丁目・二丁目
コンフォール菅仙谷	神奈川県	川崎市多摩区菅仙谷二丁目9
コンフォール相模上原	神奈川県	相模原市南区文京二丁目8-1
百合ヶ丘みずき街	神奈川県	川崎市麻生区百合丘三丁目
コンフォール茅ヶ崎浜見平	神奈川県	茅ヶ崎市浜見平

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

横浜南

神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1

住まいセンター

港南台214ビル5階

団地名	都道府県	住居表示
公田町	神奈川県	横浜市栄区公田町740
飯島	神奈川県	横浜市栄区飯島町527
金沢文庫第一	神奈川県	横浜市金沢区泥亀二丁目5-1
金沢文庫第四	神奈川県	横浜市金沢区泥亀一丁目25-4
洋光台北	神奈川県	横浜市磯子区洋光台二丁目
洋光台中央	神奈川県	横浜市磯子区洋光台三丁目・四丁目
磯子三丁目	神奈川県	横浜市磯子区磯子三丁目6
本郷台駅前	神奈川県	横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目4
港南台ちどり	神奈川県	横浜市港南区港南台二丁目2
洋光台西	神奈川県	横浜市磯子区洋光台五丁目19
港南台かもめ	神奈川県	横浜市港南区港南台二丁目1
前田町	神奈川県	横浜市戸塚区前田町67-3
金沢シーサイドタウン並木一丁目第一	神奈川県	横浜市金沢区並木一丁目
金沢シーサイドタウン並木一丁目第二	神奈川県	横浜市金沢区並木一丁目
金沢シーサイドタウン並木二丁目	神奈川県	横浜市金沢区並木二丁目
金沢シーサイドタウン並木三丁目	神奈川県	横浜市金沢区並木三丁目
グリーンメゾン平戸	神奈川県	横浜市戸塚区平戸一丁目2
金沢シーサイドタウン柴	神奈川県	横浜市金沢区柴町367-1
磯子杉田台	神奈川県	横浜市磯子区杉田坪呑
東戸塚ビューハイツ	神奈川県	横浜市戸塚区名瀬町799-2
コンフォール上倉田	神奈川県	横浜市戸塚区上倉田町259
ビーコンヒル能見台ウエストヒル	神奈川県	横浜市金沢区能見台東8
プロムナード矢部	神奈川県	横浜市戸塚区矢部町321
コンフォール横須賀本町	神奈川県	横須賀市本町二丁目1-22
ビーコンヒル能見台サウスヒル	神奈川県	横浜市金沢区能見台東11
磯子杉田台Ⅱ	神奈川県	横浜市磯子区杉田坪呑1-4
ウェルシティ横須賀ポートバレーヌ4番館	神奈川県	横須賀市東逸見町一丁目1
ビーコンヒル能見台イーストプラザ	神奈川県	横浜市金沢区能見台東1-1
ベイスクエアよこすか三番館	神奈川県	横須賀市本町三丁目33-3
コンフォール小松ヶ丘	神奈川県	横浜市戸塚区下倉田町615
洋光台北	神奈川県	横浜市磯子区洋光台二丁目1-11

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

東埼玉

住まいセンター

埼玉県草加市松原1-1-6

ハーモネスター松原A棟3階

団地名	都道府県	住居表示
武里	埼玉県	春日部市大字大枝89
草加旭町	埼玉県	草加市旭町3-3-1
八潮	埼玉県	八潮市大字八條1567
幸手	埼玉県	幸手市栄
吉川	埼玉県	吉川市吉川団地
みさと	埼玉県	三郷市彦成三丁目、四丁目
春日部小渕	埼玉県	春日部市大字小渕493-1
せんげん台パークタウン四番街	埼玉県	越谷市千間台西三丁目4
せんげん台パークタウン三番街	埼玉県	越谷市千間台西三丁目3
三郷早稲田パークハイツ	埼玉県	三郷市早稲田七丁目
ペアハイツ越谷	埼玉県	越谷市赤山町五丁目7-47
グリーンアベニュー谷塚	埼玉県	草加市谷塚町731-1
武里第二	埼玉県	春日部市大字大枝89
三郷早稲田パークハイツ第二	埼玉県	三郷市早稲田四丁目5-1
ハーモネスター松原	埼玉県	草加市松原一丁目1-6
コンフォール草加	埼玉県	草加市中央二丁目
コンフォール松原	埼玉県	草加市松原一丁目、二丁目

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

浦和

埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1

住まいセンター

ラムザタワーA棟5階

団地名	都道府県	住居表示
田島	埼玉県	さいたま市桜区田島六丁目
原市	埼玉県	上尾市大字原市3336
尾山台	埼玉県	上尾市大字瓦葺2716
西上尾第一	埼玉県	上尾市小敷谷845-1
西上尾第二	埼玉県	上尾市小敷谷77-1
北園	埼玉県	川口市北園町11-1
川口芝	埼玉県	川口市大字芝3905
北本	埼玉県	北本市栄7
わし宮	埼玉県	久喜市上内478
川口栄町第二	埼玉県	川口市栄町一丁目19-15
川口前川町	埼玉県	川口市南前川2-15-2
浦和白幡	埼玉県	さいたま市南区白幡四丁目13-24
久喜青葉	埼玉県	久喜市青葉一丁目
北大宮	埼玉県	さいたま市北区植竹町1-60-1
川口芝園	埼玉県	川口市芝園町3
大宮公園駅前ハイツ	埼玉県	さいたま市大宮区寿能町一丁目31
久喜中央ハイツ	埼玉県	久喜市久喜中央一丁目9
パークシティ鴻巣駅前プラザ	埼玉県	鴻巣市赤見台二丁目2
パークタウン若宮	埼玉県	桶川市若宮一丁目8
アーバンハイツ南前川	埼玉県	川口市南前川二丁目21-10
エルハイツ末広	埼玉県	川口市末広三丁目6-12
大宮大和田	埼玉県	さいたま市見沼区大和田町二丁目235
パークハイツ中青木	埼玉県	川口市中青木二丁目9-5
浦和別所ハイツ	埼玉県	さいたま市南区別所二丁目38
パークシティ鴻巣駅前プラザ第二	埼玉県	鴻巣市赤見台二丁目2
南浦和第二	埼玉県	さいたま市南区南浦和三丁目49-53
西上尾第二-2	埼玉県	上尾市小敷谷77-1-3-18
南浦和第三	埼玉県	さいたま市南区南浦和三丁目
うらわイーストシティけやき街	埼玉県	さいたま市南区大谷口5413
武蔵浦和駅前ハイツ	埼玉県	さいたま市南区別所七丁目1-33
飯塚四丁目ハイツ	埼玉県	川口市飯塚四丁目4-31
うらわイーストシティかえで街	埼玉県	さいたま市緑区東浦和2-73-1
アーバンみらい東大宮東一番街	埼玉県	さいたま市見沼区春野一丁目
リプレ川口二番街	埼玉県	川口市川口三丁目3-1
うらわイーストシティひのき街	埼玉県	さいたま市南区大字大谷口5733
パークシティ鴻巣駅前プラザ第三	埼玉県	鴻巣市赤見台一丁目
アーバンハイツ飯塚三丁目	埼玉県	川口市飯塚三丁目2
アーバンみらい東大宮西一番街	埼玉県	さいたま市見沼区春野二丁目4
アーバンハイツ与野	埼玉県	さいたま市中央区大字下落合1006
ビュータワーおけがわ	埼玉県	桶川市若宮一丁目4-30
コンフォール大宮植竹	埼玉県	さいたま市北区植竹町一丁目362

コンフォール与野本町西	埼玉県	さいたま市中央区本町西四丁目17-25
戸田	埼玉県	戸田市下前一丁目10
コンフォール西本郷	埼玉県	さいたま市北区本郷町17-1
コンフォール川口飯塚	埼玉県	川口市飯塚二丁目3-3
コンフォール南浦和	埼玉県	さいたま市南区南浦和三丁目
アーベイン大宮	埼玉県	さいたま市北区宮原町一丁目855-2
リバピア川口青木	埼玉県	川口市青木四丁目21
コンフォール本郷町	埼玉県	さいたま市北区本郷町971
コンフォール東鳩ヶ谷	埼玉県	川口市桜町四丁目4
シティコート川口	埼玉県	川口市川口一丁目1-2
アーバンラフレ戸田	埼玉県	蕨市錦町1丁目12番40号
コンフォール西鳩ヶ谷	埼玉県	川口市大字里958番地1号

## 別表 対象団地一覧表

※納入場所の詳細、時間帯等は注文書にて別途指示する。

※下記一覧については、契約締結後に協議の上で変更する場合がある。

### 西埼玉

埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘1-2-27-301

### 住まいセンター

ココネ上福岡二番館3階

団地名	都道府県	住居表示
西大和	埼玉県	和光市西大和団地
新座	埼玉県	新座市新座三丁目
大和新倉	埼玉県	和光市本町15-51
こま川	埼玉県	日高市下鹿山494
入間黒須	埼玉県	入間市黒須1-12
朝霞膝折	埼玉県	朝霞市膝折町2-9
北坂戸	埼玉県	坂戸市溝端町、伊豆の山町、末広町
狭山台	埼玉県	狭山市狭山台1、3
朝霞浜崎	埼玉県	朝霞市朝志ヶ丘一丁目2
鶴瀬市街地住宅	埼玉県	富士見市鶴瀬西2-8-2
東坂戸	埼玉県	坂戸市東坂戸
入間豊岡	埼玉県	入間市豊岡一丁目8
所沢パークタウン駅前通り	埼玉県	所沢市並木三丁目1
北坂戸駅前ハイツ	埼玉県	坂戸市薬師町1
若葉駅前ハイツ	埼玉県	坂戸市千代田三丁目21
朝霞膝折第二	埼玉県	朝霞市膝折町二丁目8
所沢パークタウン公園通り	埼玉県	所沢市並木二丁目3
所沢パークタウン並木通り	埼玉県	所沢市並木八丁目1
若葉台	埼玉県	鶴ヶ島市富士見三丁目
パールハイム若葉	埼玉県	鶴ヶ島市富士見二丁目
かわつるグリーンタウン新鶴	埼玉県	鶴ヶ島市南町二丁目1
所沢パークタウン駅前プラザ	埼玉県	所沢市並木二丁目1
かわつるグリーンタウン松ヶ丘	埼玉県	鶴ヶ島市松ヶ丘四丁目1
入間駅前プラザ	埼玉県	入間市向陽台一丁目1-17
北坂戸駅前第二ハイツ	埼玉県	坂戸市芦山町1
新座ハイツ	埼玉県	新座市新座3-6-13
西大和第二	埼玉県	和光市西大和団地4-10
プラザシティ新所沢けやき通り	埼玉県	所沢市緑町一丁目
デュプレ西大和	埼玉県	和光市西大和団地6
アクティ上福岡	埼玉県	ふじみ野市新田二丁目3-26
アクティ川越	埼玉県	川越市三光町38-1
アルビス鶴瀬	埼玉県	富士見市鶴瀬西二丁目7
プラザシティ新所沢緑町第二	埼玉県	所沢市緑町二丁目16
コンフォール霞ヶ丘	埼玉県	ふじみ野市霞ヶ丘一丁目、三丁目
川越いせはらリバーサイド式番街	埼玉県	川越市伊勢原町5-5-12
プラザシティ新所沢けやき通り第二	埼玉県	所沢市緑町四丁目
かわつるグリーンタウン松ヶ丘第二	埼玉県	鶴ヶ島市松ヶ丘4-3
コンフォール若葉	埼玉県	鶴ヶ島市富士見一丁目14-3
プラザシティ新所沢緑町第三	埼玉県	所沢市緑町二丁目
プラザシティ新所沢けやき通り第三	埼玉県	所沢市緑町三丁目
コンフォール東朝霞	埼玉県	朝霞市仲町2

コンフォール上野台	埼玉県	ふじみ野市上野台一丁目
ココネ上福岡	埼玉県	ふじみ野市霞ヶ丘一丁目2-12
プラザシティ新所沢駅前	埼玉県	所沢市緑町一丁目16-9

## 令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務 住まいセンター別納品回数一覧

No.	センター名	地区	年間納品回数 (参考値)
1	東京東	東京都	12
2	北多摩	東京都	5
3	東京北	東京都	1
4	南多摩	東京都	23
5	東京南	東京都	5
6	城北	東京都	16
7	千葉	千葉県	1
8	千葉西	千葉県	1
9	千葉北	千葉県・茨城県	11
10	横浜	神奈川県	13
11	神奈川西	神奈川県	0
12	横浜南	神奈川県	6
13	東埼玉	埼玉	2
14	浦和	埼玉	1
15	西埼玉	埼玉	9

※年間納品回数は令和7年4月～9月までの実績を基に算出した年間の参考値であり、  
契約期間中の納品回数を確約するものではない。

## 個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した「令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務」の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たつての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

### （定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）

二 独立行政法人都市再生機構の顧客に関する情報

三 株式会社UR コミュニティの社員に関する情報

### （個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たつては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

### （管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

### （秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

### （安全管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### （収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### （目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

### （複写等の禁止）

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記

録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となつたときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならぬ。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末まで）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契

約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地  
テラススクエア9階  
氏 名 独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社UR コミュニティ 東日本業務センター  
センター長 小野 関 義晴 印

受注者 住 所

氏 名

印

(別添)

## 個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

### 1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

### 2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

#### (1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

#### (2) データ

① データを保存する P C 及び通信端末や U S B メモリ、外付けハードディスクドライブ、 C D - R 、 D V D - R 等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載する P C 及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

### 3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

#### (2) 送付及び持出し等の手順

##### ① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

##### ② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

**4 個人情報等の収集について**

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

**5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について**

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

**6 個人情報等の複写又は複製の禁止について**

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

**7 個人情報等の返還等について**

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

**8 個人情報等が登録された通信端末の使用について**

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、  
盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）  
により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び  
個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、  
業務上不要となり次第、消去する。

## 9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

## 10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）  
第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象となる。**

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

別紙様式 1

令和 年 月 日

株式会社＊＊＊＊＊  
代表取締役 ＊＊＊ 印 ※1

#### 個人情報等に係る管理及び実施体制

## 契約件名：令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務

## 1 取扱責任者及び取扱者

2 管理及び実施体制図 (任意様式)

別紙様式 2

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ 東日本業務センター  
センター長 小野関 義晴

株式会社＊＊＊＊＊  
代表取締役 ＊＊＊印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務

記

- 1 確認日 令和 年 月 日  
2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○  
3 確認結果 別紙のとおり

- ※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：  
担当者（会社名・部署名・氏名）：  
※2 連絡先（電話番号）1：  
連絡先（電話番号）2：

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。  
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。  
※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。  
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確認内容	確認結果	備考
<b>1 管理及び実施体制</b>		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
<b>2 秘密の保持</b>		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
<b>3 安全管理措置</b>		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
<b>《個人情報等の保管状況》</b>		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類 ① 等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
データを保存する P C 及び通信端末や U S B メモリ、外付けハードディスクドライブ、C D – R 、D V D – R 等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ 受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
<b>《個人情報等の送付及び持出し手順》</b>		
発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。 ② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確認内容	確認結果	備考
FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ 初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
eメール等について、個人情報等は、メールの ⑤ 本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
1回の送信において送信先が複数ある場合に ⑦ は、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
持出しについて、運搬時は、外から見えないように ⑧ うに封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
<b>4 収集の制限</b>		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
<b>《個人情報等の取得等手順》</b>		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
<b>5 利用及び提供の禁止</b>		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
<b>6 複写又は複製の禁止</b>		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
<b>7 再委託の制限等</b>		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
<b>【再委託、再々委託等を行っている場合】</b>		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
<b>8 返還等</b>		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		

確認内容	確認結果	備考
<p>個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シユレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。</p>		
<b>9 通信端末の使用</b>		
<p>① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。</p> <p>② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。</p> <p>③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。</p> <p>④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。</p>		
<b>10 事故等の報告</b>		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
<b>11 取扱手順書の周知・徹底</b>		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
<b>12 その他報告事項</b>		
(任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。)		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものが無い	-

\* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

契約名称：令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務  
提出書類一覧表

- 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。競争参加資格確認申請書や入札書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないかご確認ください。
- 所定様式がある場合は、当該様式を使用すること。当該様式をPC等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

●競争参加資格確認申請書提出時に必要な書類

No.	必要書類（使用する様式）	備考
1	競争参加資格確認申請書（様式1）	※有資格者名簿は機構HPに掲載しているので、登録番号を記載又は該当部分を印刷して添付すること。

●入札に際し提出が必要な書類一式

No.	必要書類（使用する様式）	備考
1	使用印鑑届（様式2-1）又は年間委任状（様式2-2）	令和7・8年分を提出していない場合は、 <u>令和8年3月4日（水）</u> までに郵送にて提出すること。
2	入札書（様式3）	押印省略する場合は、本件責任者及び担当者並びに連絡先を記載すること。
3	内訳書（様式4）	内封筒の中に入札書と一緒に同封すること。

※入札書に担当者の印鑑を押印する場合は、委任状又は復代理委任状が必要です。機構HP（<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>）に掲載されたひな形を参考に作成し、入札書と一緒にご提出ください。

## 競争参加資格確認申請書(様式1)

本競争に必要な「物品販売」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

申請中→新規又は更新 工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

## 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社UR コミュニティ 東日本業務センター

センター長 小野関 義晴 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和8年1月27日付で公示のありました「令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務」に係る競争参加資格について確認されたく、当該申請書にて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないことを誓約します。

以 上

※有資格者名簿は機構HP (<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>) に掲載しているので、登録番号を記載又は該当部分を印刷して添付すること。

## 入札に係る提出書類について

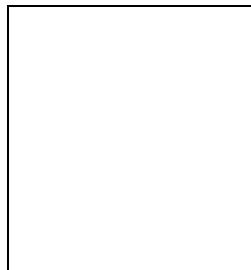
- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む） 及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内） を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。  
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状 及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内） を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。  
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む） を提出してください。  
なお、委任事項に契約行為等を含まない場合は、委任状の押印を省略することが可能です。押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。また、入札書の押印を省略する場合は、使用印鑑届及び印鑑証明書正本の提出は不要です。

以 上

使用印鑑届(様式2－1)

使　用　印　鑑　届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して  
使用する印鑑としてお届けします。

令和　　年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社UR コミュニティ 東日本業務センター  
センター長 小野関 義晴 殿

- 注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又  
は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 2 使用印を届け出る本支社等、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に  
変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその  
旨届け出ること。

年間委任状（様式2－2）

## 年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社UR コミュニティ 東日本業務センター  
センター長 小野関 義晴 殿

(委任者) 住所  
商号又は名称  
氏名 印

(受任者) 住所  
商号又は名称  
氏名 印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社UR コミュニティ 東日本業務センターの発注する、 物品役務 に関し、  
下記のとおり権限を委任します。

### 1 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

### 2 委任期間

令和 年 月 日 から 令和9年3月31日 まで

代理人（受任者） 使用印鑑	
------------------	--

## 入札書

金 円也 (税抜)

※内訳書を同封して下さい。

ただし、(件名) 令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務

入札心得書(物品購入等)及び入札説明書を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社UR コミュニティ 東日本業務センター  
センター長 小野関 義晴 殿

開札結果通知先ファクシミリ番号	( )
-----------------	-----

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

注1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要。  
注2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

## 内 訳 書

契約名称 : 令和8年度東日本エリア蛍光管等の購入業務

(税抜)

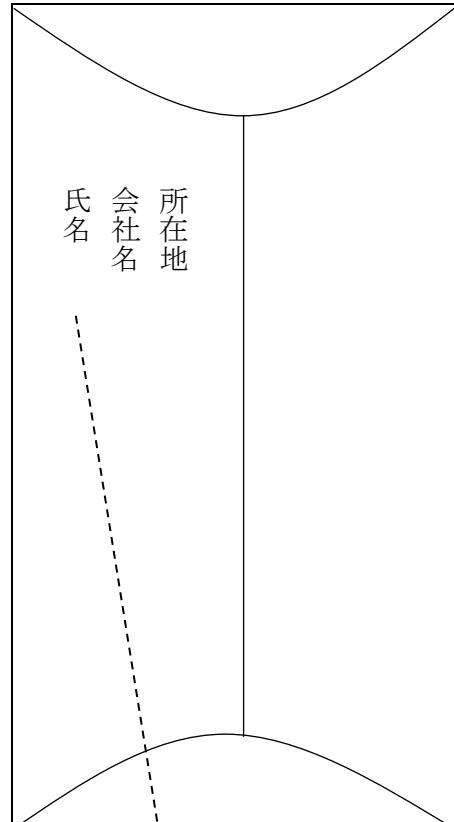
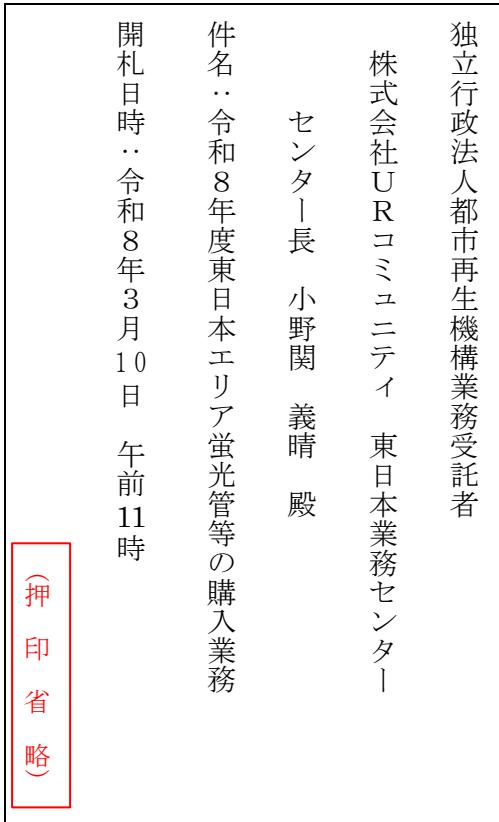
No.	標準商品名 ランプ種類	標準規格	予定数量 (A)	単価 (B)	合計 (A) × (B)
1	コンパクト形蛍光ランプ	FDL13EX	30	円	円
2	コンパクト形蛍光ランプ	FDL18EX	25	円	円
3	コンパクト形蛍光ランプ	FHT16EX	110	円	円
4	コンパクト形蛍光ランプ	FHT24EX	188	円	円
5	コンパクト形蛍光ランプ	FHT32EX	73	円	円
6	コンパクト形蛍光ランプ	FHT42EX	40	円	円
7	環形蛍光ランプ	FCL20	13	円	円
8	環形蛍光ランプ	FCL30	13	円	円
9	直管形蛍光ランプ	FL10	335	円	円
10	直管形蛍光ランプ	FL15	25	円	円
11	直管形蛍光ランプ	FL20	246	円	円
12	直管形蛍光ランプ	FL20S	1,665	円	円
13	直管形蛍光ランプ (Hf)	FHF16EX	808	円	円
14	直管形蛍光ランプ (Hf)	FHF32EX	346	円	円
15	直管形蛍光ランプ (ラピッド形)	FLR40S	180	円	円
16	点灯管	FG1E	1,729	円	円
17	点灯管	FG4P	20	円	円
18	点灯管	FG7E	173	円	円
19	白熱電球 (ミニクリプトン形)	LDS(KR)10	10	円	円
税抜合計					

↑  
この金額を入札書に記載してください。

商号又は名称



- ※合計欄に記載の金額と入札書に記載された入札金額が一致していること。
- ※それぞれの単価には一切の諸経費を含んだ価格を計上すること。光螢色に関係なく同一単価とすること。
- ※予定数量は、発注者の過去の実績を基に算出・記載したものであり、記載どおりの発注を確約するものではない。
- ※内訳書の合計と入札金額が一致していること。
- ※内訳書に計算違い等、記載ミスがある場合は入札書を無効とすることがあるので記載内容に十分に注意すること。



※ 押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。